

# 地方消費税

この税金は、地方分権の推進、地域福祉の充実のため消費に広く負担を求めるもので、消費税（国税）と同様に取引の各段階で課税されます。

## 納める人

- 課税資産の譲渡等を行った事業者 ……譲渡割（国内取引）
  - 課税貨物を保税地域から引き取る者 ……貨物割（輸入取引）
- ※保税地域とは、外国から日本に運び込んだ貨物を置いていても、関税の支払が猶予される場所です。

## 納める額

区 分	令和元（2019）年10月1日から	
消 費 税	7.8%	6.24%
地方消費税	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合 計	10.0% (標準税率)	8.0% (軽減税率)

※地方消費税のうち11/21は、社会保障の財源に充てられています。

## 申告と納税

- 譲渡割については当分の間、消費税の申告と併せて所轄の税務署に申告し、納付します。
- 貨物割については消費税と併せて税関に申告し、納付します。

## そ の 他

- 国から各都道府県に払い込まれた後、都道府県ごとの消費に相当する額に応じてあん分し、清算されます。
- 都道府県間の清算後の収入額の2分の1が市町村に交付されます。

### 【都道府県間の清算基準】

指 標	ウェイト
「小売年間販売額(商業統計本調査)」と「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の合算額	1/2
「人口(国勢調査)」	1/2

### 【市町村への交付基準】(注)

指 標	ウェイト
「人口(国勢調査)」	1/2
「従業者数(経済センサス基礎調査)」	1/2

(注) 引き上げ分については、全て人口によりあん分します。

## 地方消費税のしくみ

